

相模原市監査委員公表第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、環境経済局環境共生部の定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成27年5月28日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 米山 定 克

同 小野沢 耕 一

1 監査の期日

平成27年5月27日

2 監査の対象及び方法

この監査は、環境経済局環境共生部において、平成26年度(平成27年3月末日まで)、ただし、必要に応じて平成25年度以前に執行した次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。

(1) 環境政策課

- ア 各事業の委託料の支出に関する事務
- イ 各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

(2) 環境保全課

- ア 各事業の旅費の支出に関する事務
- イ 各事業の委託料の支出に関する事務

(3) 水みどり環境課

- ア 各事業の委託料の支出に関する事務
- イ 公有財産購入費の支出に関する事務

(4) 公園課

- ア 霊園使用料の徴収に関する事務
- イ 需用費(施設修繕料)の支出に関する事務
- ウ 各事業の委託料の支出に関する事務
- エ 各事業の工事請負費の支出に関する事務

(5) 津久井地域環境課

- ア 各事業の需用費(施設修繕料)の支出に関する事務
- イ 各事業の委託料の支出に関する事務

3 監査の結果

(1) 指摘事項

ア 水みどり環境課の現金の取扱い、管理状況について調査したところ、相模川を愛する会事務局の団体事務において、次のような不適切な事例が見られた。

- (ア) 支出伝票の起票を支払い後に行っていた。
- (イ) 支出伝票の金額と実際に支払った金額が相違していた。
- (ウ) 出納簿を作成しておらず、関係書類について定期的に上司の確認を受けた記録が確認できなかった。

これらのことは、団体の経理事務における基本的な確認が不十分であることを示しており、遺憾と言わざるを得ない。

団体の経理事務の執行に当たっては、担当職員及び管理監督者はその事務の重要性を再認識し、「各課が所管する団体等における経理事務の適正化の徹底について(通知)」(平成21年4月23日付総務局長通知)に基づき、公金に準じた適正な管理を行い、出納に当たってのチェック体制を確立するなど、再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

イ 公園課の各事業の需用費(施設修繕料)の支出に関する事務を調査したところ、次のような不適切な事例が見られた。

- (ア) 相模緑道緑地園内灯修繕(当麻14、15)及び相模緑道緑地園内灯修繕(当麻17)について、短期間のうちに同一の選定業者による見積合せを実施し、同じ業者と契約していた。
- (イ) 道保川公園木道階段部修繕ほか3件において、短期間のうちに同一の選定業者による見積合せを実施し、同じ業者と契約していた。
また、これらの契約において工期内に次の修繕の契約を行っていた。

これらのことは、契約事務における基本的な確認が不十分であることを示しており、遺憾と言わざるを得ない。

契約事務の執行に当たっては、担当職員及び管理監督者はその事務の重要性を再認識し、発注する業務の内容に応じて、効率性、経済性の面から精査するとともに、業者選定については、特定の者に偏らないよう、競争性、公

平性、透明性を確保し、適正に事務を執行されたい。

(2) 注意事項

津久井地域環境課の各事業の委託料の支出に関する事務を調査したところ、相模原市鳥屋猟区入猟承認事務において次のような不適切な事例が見られた。

ア 入猟申込から承認までの事務処理が、相模原市鳥屋猟区管理規程(平成 1 8 年相模原市告示第 3 8 6 号)の規定と相違していた。

イ 改正前の同規程に基づく入猟申込書や、記載漏れ、押印漏れがある入猟申込書を受理していた。

ウ 相模原市会計規則(平成 4 年相模原市規則第 1 0 号)に規定されている歳入の徴収又は収納の事務を委託しようとするときに必要な、会計管理者との事前協議が行われていなかった。

鳥屋猟区入猟承認事務に当たっては、事務処理体制を見直すなど、諸規程に基づき適正に事務を執行するとともに、契約事務の執行に当たってはその重要性を再認識し、法令等に基づき適正に事務を執行するよう注意する。

(3) 環境経済局環境共生部におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。